

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年規則第二十五号）新旧対照表

旧条文	新条文
<p>記第1 (第1条関係)</p> <p>備考</p> <p>—</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「均等割の額」とは決定期日（第九条第一項の期日をいう。以下5及び6において同じ。）の属する年度（決定期日が四月から六月までの間にある場合は、決定期日の属する年度の前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは決定期日の属する年度分の同項第二号に規定する所得割（この所得割を計算する場合は、同法第三百十四条の七、第三百十四条の八並びに同法附則第五条第三項、第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は適用しないものとし、十六歳未満の同法<u>第二百九十二条第一項第八号</u>に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法<u>第二百九十二条第一項第八号</u>に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族とみなして、同項の規定を適用するものとする。）の額をいう。この場合において、同法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつたときは、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控</p>	<p>記第1 (第1条関係)</p> <p>備考</p> <p>—</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「均等割の額」とは決定期日（第九条第一項の期日をいう。以下5及び6において同じ。）の属する年度（決定期日が四月から六月までの間にある場合は、決定期日の属する年度の前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは決定期日の属する年度分の同項第二号に規定する所得割（この所得割を計算する場合は、同法第三百十四条の七、第三百十四条の八並びに同法附則第五条第三項、第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は適用しないものとし、十六歳未満の同法<u>第二百九十二条第一項第九号</u>に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法<u>第二百九十二条第一項第九号</u>に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族とみなして、同項の規定を適用するものとする。）の額をいう。この場合において、同法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつたときは、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控</p>

除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、第十条第三項の申請があつた場合は、同項に規定する事由が生じた日の属する年度分の均等割の額又は所得割の額を前年度又は前々年度分の均等割の額又は所得割の額の算定の例により算定し、均等割の額又は所得割の額とするものとする。

二～四 略

別表第二（第二十条関係）

入所等徴収金の額（障害児入所施設又は指定発達支援医療機関への児童等入所措置の場合）

（略）

備考

- 一 この表における用語の意義は、次のとおりとする。
 - 1 「生活保護世帯」とは世帯員（被措置者等並びに基準日において当該被措置者等と世帯及び生計を同一にしている第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者をいう。以下同じ。）の一人以上が生活保護法による被保護者である世帯をいい、「支援給付世帯」とは世帯員の一人以上が中国残留邦人等自立支援法による被支援者である世帯をいう。
 - 2 「市町村民税非課税世帯」とは世帯員の全員が均等割の額及び所得割の額を課税されていない世帯をいい、「均等割課税世帯」とは世帯員の一人以上が均等割の額を課税されている世帯をいい、「所得割課税世帯」とは世帯員の一人以上が所得割の額を課税されている世帯をいう。
 - 3 「世帯所得割の額」とは、世帯員の全員の所得割の額の合計額をいう。

除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、第十条第三項の申請があつた場合は、同項に規定する事由が生じた日の属する年度分の均等割の額又は所得割の額を前年度又は前々年度分の均等割の額又は所得割の額の算定の例により算定し、均等割の額又は所得割の額とするものとする。

二～四 略

別表第二（第二十条関係）

入所等徴収金の額（障害児入所施設又は指定発達支援医療機関への児童等入所措置の場合）

（略）

備考

- 一 この表における用語の意義は、次のとおりとする。
 - 1 「生活保護世帯」とは世帯員（被措置者等並びに基準日において当該被措置者等と世帯及び生計を同一にしている第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者をいう。以下同じ。）の一人以上が生活保護法による被保護者である世帯をいい、「支援給付世帯」とは世帯員の一人以上が中国残留邦人等自立支援法による被支援者である世帯をいう。
 - 2 「市町村民税非課税世帯」とは世帯員の全員が均等割の額及び所得割の額を課税されていない世帯をいい、「均等割課税世帯」とは世帯員の一人以上が均等割の額を課税されている世帯をいい、「所得割課税世帯」とは世帯員の一人以上が所得割の額を課税されている世帯をいう。
 - 3 「世帯所得割の額」とは、世帯員の全員の所得割の額の合計額をいう。

- 4 「均等割の額」とは基準日の属する年度（基準日が四月から六月までの間にある場合は、基準日の属する年度の前年度。以下同じ。）分の地方税法第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは基準日の属する年度分の同項第二号に規定する所得割（この所得割を計算する場合は、同法第三百十四条の七、第三百十四条の八並びに同法附則第五条第三項、第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は適用しないものとし、十六歳未満の同法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族とみなして、同項の規定を適用するものとする。）の額をいう。この場合において、同法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつたときは、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、第二十一条第三項の申請があつた場合は、同項の事由が生じた日の属する年度分の均等割の額又は所得割の額を前年度又は前々年度分の均等割の額又は所得割の額の算定の例により算定し、均等割の額又は所得割の額とするものとする。
- 5 「措置費の支弁額」とは、その月における当該被措置者等に係る施設入所措置等に要する費用の支弁額（事務費（民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費を除く。）及

- 4 「均等割の額」とは基準日の属する年度（基準日が四月から六月までの間にある場合は、基準日の属する年度の前年度。以下同じ。）分の地方税法第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは基準日の属する年度分の同項第二号に規定する所得割（この所得割を計算する場合は、同法第三百十四条の七、第三百十四条の八並びに同法附則第五条第三項、第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は適用しないものとし、十六歳未満の同法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族とみなして、同項の規定を適用するものとする。）の額をいう。この場合において、同法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつたときは、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、第二十一条第三項の申請があつた場合は、同項の事由が生じた日の属する年度分の均等割の額又は所得割の額を前年度又は前々年度分の均等割の額又は所得割の額の算定の例により算定し、均等割の額又は所得割の額とするものとする。
- 5 「措置費の支弁額」とは、その月における当該被措置者等に係る施設入所措置等に要する費用の支弁額（事務費（民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費を除く。）及

び事業費（月額保護単価により支弁したものに限る。）の合計額を日割りにより計算して得た額並びに事業費（月額保護単価により支弁したものを除く。）の合計額をいう。）をいう。

二 所得割の額を算定する場合には、第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該扶養義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

三 第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者のうち、次に掲げる者が、地方税法第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる場合にあつては所得割の額を課税されていない者とみなし、その他の場合にあつては同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（2に掲げる者にあつては、同条第三項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額をその者の所得割の額から控除するものとする。

1 地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者。ただし、2に掲げる者を除く。

2 1本文に掲げる者のうち、地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である子を有し、かつ、基準日の属す

び事業費（月額保護単価により支弁したものに限る。）の合計額を日割りにより計算して得た額並びに事業費（月額保護単価により支弁したものを除く。）の合計額をいう。）をいう。

二 所得割の額を算定する場合には、第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該扶養義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

(削除)

る年の前年の所得が五百万円以下である者

- 3 地方税法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者

四 被措置者等の属する世帯がB階層に属する場合において当該世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当するときは、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。

- 1 第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者のいない世帯
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- 3 在宅している次に掲げる者（法第二十四条第一項若しくは第二十七条第一項第三号若しくは第二項、身体障害者福祉法第十八条第二項、知的障害者福祉法第十六条第一項第二号又は老人福祉法第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置等を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する自立支援給付（知事が別に定めるものに限る。）の受給者を除く。）が属する世帯
 - (一) 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (二) 知事又は他の地方公共団体の長から療育手帳又はこれ

三 被措置者等の属する世帯がB階層に属する場合において当該世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当するときは、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。

- 1 第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者のいない世帯
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- 3 在宅している次に掲げる者（法第二十四条第一項若しくは第二十七条第一項第三号若しくは第二項、身体障害者福祉法第十八条第二項、知的障害者福祉法第十六条第一項第二号又は老人福祉法第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置等を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する自立支援給付（知事が別に定めるものに限る。）の受給者を除く。）が属する世帯
 - (一) 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (二) 知事又は他の地方公共団体の長から療育手帳又はこれ

に相当する手帳の交付を受けた者

(三) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第五条の認定を受けた者が監護若しくは養育する同法第二条に規定する障害児又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条第一項に規定する障害基礎年金その他これに準ずる公的年金の受給者

(四) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

4 被措置者等の保護者からの申請により生活保護法第六条第二項に規定する要保護者の属する世帯その他の特に困窮している世帯であると地域県民局長が認めるもの

五 被措置者等が、三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児で小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。被措置者等の属する世帯がB階層に属する場合において、当該被措置者等が、障害児で三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過するまでの間にあるものであるときも、同様とする。

六 入所等徴収金の額がその月における当該被措置者等に係る措置費の支弁額を超える場合は、当該措置費の支弁額を入所等徴収金の額とする。

別表第三（第二十条関係）

入所等徴収金の額（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関への児童等入所措置以外の場合）

に相当する手帳の交付を受けた者

(三) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第五条の認定を受けた者が監護若しくは養育する同法第二条に規定する障害児又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条第一項に規定する障害基礎年金その他これに準ずる公的年金の受給者

(四) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

4 被措置者等の保護者からの申請により生活保護法第六条第二項に規定する要保護者の属する世帯その他の特に困窮している世帯であると地域県民局長が認めるもの

四 被措置者等が、三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児で小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。被措置者等の属する世帯がB階層に属する場合において、当該被措置者等が、障害児で三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過するまでの間にあるものであるときも、同様とする。

五 入所等徴収金の額がその月における当該被措置者等に係る措置費の支弁額を超える場合は、当該措置費の支弁額を入所等徴収金の額とする。

別表第三（第二十条関係）

入所等徴収金の額（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関への児童等入所措置以外の場合）

(略)

備考

- 一 この表における用語の意義は、次のとおりとする。
 - 1 「生活保護世帯等」とは世帯員の一人以上が生活保護法による被保護者である世帯又は同法による被保護者である被援助満二十歳未満児童等をいい、「支援給付世帯等」とは世帯員の一人以上が中国残留邦人等自立支援法による被支援者である世帯又は中国残留邦人等自立支援法による被支援者である被援助満二十歳未満児童等をいう。
 - 2 「市町村民税非課税世帯等」とは世帯員の全員が均等割の額及び所得割の額を課税されていない世帯又は均等割の額及び所得割の額がない被援助満二十歳未満児童等をいい、「均等割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が均等割の額を課税されている世帯又は均等割の額がある被援助満二十歳未満児童等をいい、「所得割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が所得割の額を課税されている世帯又は所得割の額がある被援助満二十歳未満児童等をいう。
 - 3 「世帯等所得割の額」とは、世帯員の全員の所得割の額の合計額又は被援助満二十歳未満児童等の所得割の額をいう。
 - 4 「均等割の額」とは基準日の属する年度分の地方税法第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは基準日の属する年度分の同項第二号に規定する所得割（この所得割を計算する場合は、同法第三百十四条の七、第三百十四条の八並びに同法附則第五条第三項、第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は、適用しないものとす

(略)

備考

- 一 この表における用語の意義は、次のとおりとする。
 - 1 「生活保護世帯等」とは世帯員の一人以上が生活保護法による被保護者である世帯又は同法による被保護者である被援助満二十歳未満児童等をいい、「支援給付世帯等」とは世帯員の一人以上が中国残留邦人等自立支援法による被支援者である世帯又は中国残留邦人等自立支援法による被支援者である被援助満二十歳未満児童等をいう。
 - 2 「市町村民税非課税世帯等」とは世帯員の全員が均等割の額及び所得割の額を課税されていない世帯又は均等割の額及び所得割の額がない被援助満二十歳未満児童等をいい、「均等割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が均等割の額を課税されている世帯又は均等割の額がある被援助満二十歳未満児童等をいい、「所得割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が所得割の額を課税されている世帯又は所得割の額がある被援助満二十歳未満児童等をいう。
 - 3 「世帯等所得割の額」とは、世帯員の全員の所得割の額の合計額又は被援助満二十歳未満児童等の所得割の額をいう。
 - 4 「均等割の額」とは基準日の属する年度分の地方税法第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは基準日の属する年度分の同項第二号に規定する所得割（この所得割を計算する場合は、同法第三百十四条の七、第三百十四条の八並びに同法附則第五条第三項、第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は、適用しないものとす

る。)の額をいう。この場合において、同法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつたときは、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、第二十一条第三項の申請があつた場合は、同項の事由が生じた日の属する年度分の均等割の額又は所得割の額を前年度又は前々年度分の均等割の額又は所得割の額の算定の例により算定し、均等割の額又は所得割の額とするものとする。

5 「措置費の支弁額」とは、その月における当該被措置者等に係る施設入所措置等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る児童自立生活援助の実施に要する費用の支弁額（事務費（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費を除く。）及び事業費（月額保護単価により支弁したものに限る。）の合計額を日割りにより計算して得た額並びに事業費（月額保護単価により支弁したもの及び里親手当を除く。）の合計額をいう。）をいう。

二 所得割の額を算定する場合には、入所納入義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該入所納入義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

三 入所納入義務者のうち、次に掲げる者が、地方税法第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる場合にあつては均等割の額及び所得割

る。)の額をいう。この場合において、同法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつたときは、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、第二十一条第三項の申請があつた場合は、同項の事由が生じた日の属する年度分の均等割の額又は所得割の額を前年度又は前々年度分の均等割の額又は所得割の額の算定の例により算定し、均等割の額又は所得割の額とするものとする。

5 「措置費の支弁額」とは、その月における当該被措置者等に係る施設入所措置等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る児童自立生活援助の実施に要する費用の支弁額（事務費（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費を除く。）及び事業費（月額保護単価により支弁したものに限る。）の合計額を日割りにより計算して得た額並びに事業費（月額保護単価により支弁したもの及び里親手当を除く。）の合計額をいう。）をいう。

二 所得割の額を算定する場合には、入所納入義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該入所納入義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

(削除)

の額を課税されていない者とみなし、その他の場合にあつては同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（2に掲げる者にあつては、同条第三項に規定する額）をその者の基準日の属する年の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

1 地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者。ただし、2に掲げる者を除く。

2 1本文に掲げる者のうち、地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である子を有し、かつ、基準日の属する年の前年の所得が五百万円以下である者

3 地方税法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者

四 助産施設に入所している被措置者等に係る入所等徴収金については、当該被措置者等に係る母子保護等の実施が開始された日の属する月の初日を基準日とし、当該入所等徴収金の額は、当該被措置者等の母子保護等の実施一回につき徴収金の額の欄に掲げる額とする。この場合において、当該入所等徴収金は、当該被措置者等に係る母子保護等の実施の解除の日の属する月についての入

三 助産施設に入所している被措置者等に係る入所等徴収金については、当該被措置者等に係る母子保護等の実施が開始された日の属する月の初日を基準日とし、当該入所等徴収金の額は、当該被措置者等の母子保護等の実施一回につき徴収金の額の欄に掲げる額とする。この場合において、当該入所等徴収金は、当該被措置者等に係る母子保護等の実施の解除の日の属する月についての入

所等徴収金とする。

五 同一月において通所以外の場合（母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事業所に入居している場合を除く。）の欄及び通所の場合及び母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事業所に入居している場合の欄に該当する場合は、通所以外の場合（母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事務所に入居している場合を除く。）の欄を適用する。

六 被措置者等（助産施設に入所しているものを除く。）の属する世帯がB階層に属する場合において当該世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当するとき、又は被援助満二十歳未満児童等がB階層に属する場合は、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。

- 1 第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者のいない世帯
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- 3 在宅している次に掲げる者（法第二十四条第一項若しくは第二十七条第一項第三号若しくは第二項、身体障害者福祉法第十八条第二項、知的障害者福祉法第十六条第一項第二号又は老人福祉法第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置等を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する自立支援給付（知事が別に定めるものに限る。）の受給者を除く。）が属する世帯
 - (一) 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

所等徴収金とする。

四 同一月において通所以外の場合（母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事業所に入居している場合を除く。）の欄及び通所の場合及び母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事業所に入居している場合の欄に該当する場合は、通所以外の場合（母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事務所に入居している場合を除く。）の欄を適用する。

五 被措置者等（助産施設に入所しているものを除く。）の属する世帯がB階層に属する場合において当該世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当するとき、又は被援助満二十歳未満児童等がB階層に属する場合は、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。

- 1 第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者のいない世帯
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- 3 在宅している次に掲げる者（法第二十四条第一項若しくは第二十七条第一項第三号若しくは第二項、身体障害者福祉法第十八条第二項、知的障害者福祉法第十六条第一項第二号又は老人福祉法第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置等を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する自立支援給付（知事が別に定めるものに限る。）の受給者を除く。）が属する世帯
 - (一) 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(二) 知事又は他の地方公共団体の長から療育手帳又はこれに相当する手帳の交付を受けた者

(三) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の認定を受けた者が監護若しくは養育する同法第二条に規定する障害児又は国民年金法第三十条第一項に規定する障害基礎年金その他これに準ずる公的年金の受給者

(四) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

4 被措置者等（助産施設に入所しているものを除く。）の保護者からの申請により生活保護法第六条第二項に規定する要保護者の属する世帯その他の特に困窮している世帯であると地域県民局長が認めるもの

七 入所等徴収金の額がその月における当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る措置費の支弁額を超える場合は、当該措置費の支弁額を入所等徴収金の額とする。

(二) 知事又は他の地方公共団体の長から療育手帳又はこれに相当する手帳の交付を受けた者

(三) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の認定を受けた者が監護若しくは養育する同法第二条に規定する障害児又は国民年金法第三十条第一項に規定する障害基礎年金その他これに準ずる公的年金の受給者

(四) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

4 被措置者等（助産施設に入所しているものを除く。）の保護者からの申請により生活保護法第六条第二項に規定する要保護者の属する世帯その他の特に困窮している世帯であると地域県民局長が認めるもの

六 入所等徴収金の額がその月における当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る措置費の支弁額を超える場合は、当該措置費の支弁額を入所等徴収金の額とする。